

品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱

制定	平成 15 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 160 号
改正	平成 20 年 7 月 11 日	区長決定	要綱第 125 号
改正	平成 21 年 7 月 28 日	区長決定	要綱第 367 号
改正	平成 22 年 4 月 23 日	区長決定	要綱第 67 号
改正	平成 23 年 5 月 30 日	区長決定	要綱第 77 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 90 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 73 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 401 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 186 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 74 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 126 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 198 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 67 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 103 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、「人々でにぎわう市場」という商店街の原点としての機能を強化するとともに、商店街が地域コミュニティーの一員として地域社会の活性化を推進する事業を支援することにより、地域的な商業核の強化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱に基づく品川区商店街にぎわい創出事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 区内の商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（区内全域を街区とする事業協同組合を除く）および未組織商店街（以下「商店街振興組合等」という。）
- (2) 隣接する複数の商店街振興組合等で組織した連合体等
- (3) 品川区商店街連合会および品川区商店街振興組合連合会

(イベント事業の助成)

第 3 条 区長は、次の各号に定める要件を備える事業（以下「イベント事業」という。）に対し、イベント事業助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 第 1 条の目的を達成する事業であること。
- (2) 前条各号に規定する者により実施される事業であること。
- (3) 地域イメージの向上に寄与する効果を期待できる事業であること。
- (4) 事業内容が優れ、熟度が高い事業であること。
- (5) 事業化の具体性をもった企画であること。

2 前項の事業のうち、商店街活動が停滞・休止状態にあり、過去 3 年間イベントに係る助成金を受けていない助成対象者が活動再開に取り組む事業（以下「イベント特別支援事業（1）」という。）または自己資金を十分に確保することが難しく、補助事業を活用したくても実施に踏み切れない、当該年

度および前年度にイベント・活性化および地域連携型商店街事業に係る助成金を受けていない助成対象者が防災や環境等当該助成対象者に相応しいテーマを掲げて実施する事業（以下「イベント特別支援事業（2）」という。）で、特に必要と認める場合は、イベント特別支援事業助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

（にぎわい事業の助成）

第4条 区長は、次の各号に定める要件を備える事業（以下「にぎわい事業」という。）に対し、「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業」の採択なしに、にぎわい事業助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 商店街振興組合等またはその連合体により実施される事業であること。
- (3) 地域消費者の支持と信頼を獲得し、集客力の向上を図る事業であること。
- (4) 事業年度を通じて継続性を有する事業であること。
- (5) 上記4項に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

（助成金の対象経費）

第5条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げるものとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表2に定める限度額と、助成対象経費（対象経費から売上額等を差し引いた額）に別表2の助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）を比較し、いずれか低い額とする。

（助成金の交付申請等）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、助成対象者である商店街振興組合等のうち未組織商店街（以下「未組織商店街」という。）が第3条第1項および第2項に定めるイベント事業を実施する場合については、助成金交付申請書に加えて、会則または規約ならびに役員名簿ならびに24箇月分の決算書および関係帳簿（以下「会則等」という。）を合わせて区長に提出するものとする。

2 助成対象者が申請できるイベント事業およびにぎわい事業の回数等は、別表3のとおりとする。

（助成金の交付決定）

第8条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（助成事業の内容変更等）

第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければな

らない。

(助成金の額の確定)

第 11 条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第 6 号様式)により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に別表 2 の助成率を乗じた額(1 千円未満の端数は切り捨て)または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

(助成金の請求)

第 12 条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書(第 7 号様式)を区長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 13 条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに品川区商店街にぎわい創出事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第 8 号様式)により区長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第 11 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第 16 条 区長は、第 14 条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。)につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金(100 円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 17 条 助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

3 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる違約加算金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第19条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）および東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱（平成15年3月26日付14産労商地第1643号）の規定を適用する。

(委任)

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

2 品川区イベント・にぎわい事業助成金交付要綱（平成7年5月1日区長決定）および品川区元気を出せ商店街事業補助金交付要綱（平成10年7月15日区長決定）は、廃止する。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第5条関係）

助成金の対象経費

区 分	摘 要
1. 周知の経費	事業の周知を図るために要する経費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
広告宣伝費に係るコピー代	
ホームページ制作費	事業周知用ページのみ
使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
2. 会場設営等の経費	イベント会場の設営、運営等に要する経費
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	物品の保管目的は除く
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
3. 景品の経費	抽選会や福引の景品の購入に要する経費
	(1)景品の等級、本数及び品名等をチラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2)実際に配付した景品の等級、本数及び品名等を確認できる書類(景品管理簿等)を作成し提出 (3)景品単価1万円以下の部分 (4)総額90万円以下の部分(但しにぎわい事業(通年実施事業)は1回あたり90万円以下の部分)

区 分	摘 要
4. 記念品の経費	イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費
	(1)チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量及び品名をあらかじめ周知 (2)実際に配付した記念品の数量及び品名を確認できる書類(記念品管理簿等)を作成し提出
5. 出演料の経費	大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費
	1件当たり1日100万円以下の部分
6. その他諸経費	事業の実施に要する諸経費
賠償責任保険料、傷害保険料等(保険期間を表示)	準備及び撤去期間(イベント前後1日間)を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料またはごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用の賃金	時間給1,200円以下の部分
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	
事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
写真現像代	
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*100万円以上の経費については、3社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

別表2（第6条関係）

助成率および助成金の限度額

区 分	助 成 率	限 度 額
にぎわい事業		
単独で実施	1/2 以内	3,000 千円
共催(2 団体)で実施	1/2 以内	6,000 千円
共催(3 団体以上)で実施	1/2 以内	8,000 千円
イベント事業		
単独で実施	2/3 以内	3,000 千円
共催(2 団体)で実施	2/3 以内	6,000 千円
共催(3 団体以上)で実施	2/3 以内	8,000 千円
イベント特別支援事業（1）	8/9 以内	640 千円
イベント特別支援事業（2）		888 千円
イベント事業（少額助成） （会則等を提出しない未組織商店街）		
単独で実施	2/3 以内	400 千円
共催(2 団体以上)で実施	2/3 以内	1 団体あたり 400 千円

別表3（第7条関係）

イベント事業およびにぎわい事業の上限回数等

区分（対象商店街）	上限回数等
商店街一般	イベント事業（イベント特別支援事業（2）およびイベント事業（少額助成）を除く）およびにぎわい事業をあわせ1ヵ年度2回 ※ただし、複数の助成対象者による共催のイベント事業1回は、上限回数に含めない。
新たに法人化した商店街 ※	法人化した当該年度または翌年度から3ヵ年度間に限り、イベント事業（イベント特別支援事業（2）を除く）およびにぎわい事業をあわせて1ヵ年度3回 ※ただし、複数の助成対象者による共催のイベント事業1回は、上限回数に含めない。
イベント特別支援事業（2）を実施する商店街	イベント特別支援事業およびにぎわい事業をあわせ1ヵ年度2回 ※ただし、イベント特別支援事業（2）については、1ヵ年度1回を上限とする。また、イベント特別支援事業（2）の申請を行う当該年度において、当該事業以外の東京都の商店街振興事業（品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱第3条第2項に定める活性化特別支援事業を除く）にかかる補助金の申請を行う場合、または、前年度において、当該事業以外の東京都の商店街振興事業（品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱第3条第2項に定める活性化特別支援事業を除く）にかかる補助金の交付を受けた場合は、当該事業の申請を行うことはできないものとする。なお、同一商店街が交付申請を行うことが出来るのは、継続した2ヵ年までとする。
イベント事業（少額助成）を実施する商店街（会則等を提出しない未組織商店街）	イベント事業（少額助成）およびにぎわい事業をあわせ1ヵ年度2回 ※ただし、イベント事業（少額助成）については、複数の助成対象者による共催のイベント事業（少額助成）も含め、1ヵ年度1回を上限とする。

※「新たに法人化した商店街」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合であって、新たに設立されたものをいう。

年 月 日

品川区長 あて

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり、助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)
2. 事業名
3. 事業内容 (1) 計画書 別紙1
(2) 予算書 別紙2
4. 担当者 (1) 氏名 _____
(2) 連絡先
電話番号 _____
FAX 番号 _____
メールアドレス _____

別紙1 (第7条関係 イベント事業、イベント特別支援事業、イベント事業(少額助成)の場合)

商店街振興事業名	品川区商店街にぎわい創出事業()	事業)
----------	-------------------	-----

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間(景品等交換期限を含む。)

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無 有 ・ 無 (有の場合、具体的な内容を記入)

6 期待される効果

(目標来街者数 人)

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費		
	(a)	対象経費(b)	対象外経費
周知費用			
会場設営費			
景品購入費			
記念品購入費			
出演料			
その他諸経費			
計			

(商店街負担額の内訳)

区分	金額(e)
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

* 交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません。

総事業費 (a)	補助対象経費 (b)	都補助額 (c)	区助成額 (d)	商店街負担額 (e = a - c - d)

別紙1 (第7条関係 にぎわい事業の場合)

計 画 書

商店街振興事業名	品川区商店街にぎわい創出事業(にぎわい事業)
1. 事業名	
2. 商店街名	
3. 実施期間 (景品等交換期限を含む。)	
年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
4. 実施場所	
5. 事業の具体的な内容	
※収益事業の有無 有・無 (有の場合、具体的な内容を記入)	
6. 期待される効果	
(目標来街者数: 人) ※延べ人数	

別紙2 (第7条関係)

商店街名	
------	--

予 算 書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単 価	金 額	対 象 経 費		備 考
					対象経費	対象外経費	
①	周知費用【小計】						
②	会場設営費【小計】						
③	景品購入費【小計】						
④	記念品購入費【小計】						
⑤	出演料【小計】						
⑥	その他諸経費【小計】						
合 計							

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費)順に記載願います。

助成対象経費計B	助成率C (助成限度額)	助成金交付申請額D (=B×C) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額E (=A-D)
	(/)		

※「助成金交付申請額D」について

- ・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
- ・算出した額が助成限度額を超過した場合、助成限度額が助成金交付申請額となります。
- ・申請時は、総事業費から売上等収益を差し引く必要はありませんが、実績報告時は総事業費から売上等収益と対象外経費を差し引いた額をもとに、助成額を算定します。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Eの内訳				

第2号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したの
で通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)
2. 事業名
3. 交付決定額 円

[内訳]

4. その他

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代 表 者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知があった助成事業の内容を
変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)

2. 事業名

3. 変更(*中止)内容

4. 変更(*中止)理由

第4号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記
のとおり承認します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)
2. 事業名
3. 承認内容
4. 付帯条件

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(_____ 事業)
2. 事業名 _____
3. 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1
(2) 決算書 別紙2
4. 担当者 (1) 氏名 _____
(2) 連絡先
電話番号 _____
FAX 番号 _____
メールアドレス _____

別紙1(第10条関係 イベント事業、イベント特別支援事業、イベント事業(少額助成)の場合)

商店街振興事業名	品川区商店街にぎわい創出事業()	事業)
----------	-------------------	-----

1 事業名

2 商店街名

3 実施期間(景品等交換期限を含む)
 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 実施場所

5 事業の具体的な内容

※収益事業の有無 有 ・ 無

6 事業実施後の効果

(来街者数 人)

7 経費(単位:円)

経費区分	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	増減の主な理由	
			対象経費(b)	対象外経費
周知費用				
会場設営費				
景品購入費				
記念品購入費				
出演料				
その他諸経費				
計				
売上等収益(f)			*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載	

(収益事業の内容)

内 容	金 額
計 (f)	

(商店街負担額の内訳)

区 分	金 額 (e)
積立金	
負担金	
借入金	
その他	
計	

総事業費 (a)	補助対象経費 (b - f)	都補助額 (c)	区補助額 (d)	商店街負担額 (e = a - c - d)

別紙2(第10条関係)

商店街名	
------	--

決 算 書

(単位:円)

No.	経費名称	数量	単 価	金 額	対 象 経 費		備 考
					対象経費	対象外経費	
	①周知費用【小計】						
	②会場設営費【小計】						
	③景品購入費【小計】						
	④記念品購入費【小計】						
	⑤出演料【小計】						
	⑥その他諸経費【小計】						
	合 計						

総事業費計A 対象経費計B

※記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

※「経費名称」欄について

・経費区分(①周知費用、②会場設営費、③景品購入費、④記念品購入費、⑤出演料、⑥その他諸経費)順に記載願います。

売上等収益C	助成対象経費D (=B-C)	助成率E (助成金交付決定金額)	助成金確定額F(=D×E) ※共催の場合は各商店街分の合計	商店街負担額G (=A-F)
		/		
		()		

※「売上等収益C」について

・売上等収益がある場合は、収益を確認できる「収益証明書」等、代表者および会計担当者が署名・押印した書類を添付願います。

※「助成金確定額F」について

・算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとなります。
 ・算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります。

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
商店街負担額Gの内訳				

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職・氏名

様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)
2. 事業名
3. 助成金確定額 (1)交付決定額 円
(2)確定額 円
4. 入金予定日 年 月 日 ()
5. その他

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者 _____ (印)
役職名・氏名 _____

住 所 _____

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(事業)

2. 事業名

3. 請求額 円

捨印



年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者 _____ (印)
役職名・氏名 _____

住 所 _____

年度品川区商店街にぎわい創出事業助成金に係る
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の種別 品川区商店街にぎわい創出事業(_____ 事業)

2. 事業名 _____

3. 助成金額(確定額) _____ 円

4. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 _____ 円

5. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 _____ 円

6. 助成金返還相当額（項目5から項目4を引いた額） _____ 円